

平成28年度第1回大阪府障がい者介護給付費等不服審査会 会 議 録

日時 平成28年5月25日 午前10時から午前11時30分
場所 大阪府庁新別館北館 多目的ホール

【出席委員】

愛須 勝也	委員	嵐谷 安雄	委員	上田 一裕	委員
大黒 由美子	委員	大竹 浩司	委員	加藤 久美	委員
小尾 隆一	委員	永島 智里	委員	萩原 敦子	委員
林 信子	委員	福田 啓子	委員	前久保 邦昭	委員
森本 哲平	委員	山上 時津子	委員	以上、14名	

1. あいさつ

障がい福祉室長より挨拶

2. 委員等紹介

事務局：出席委員及び大阪府出席職員の紹介

3. 会長の選出

委員：前久保委員の推薦

「平成18年度より10年間、会長として円滑な議事進行を行っていただいた、前会長の前久保委員が会長に適任」

全委員：異議なし（全出席委員同意）

⇒ 決定：前久保委員の会長就任

4. 開会

事務局：開会の宣言

過半数の委員の出席により、会議が有効に成立していることの報告

5. 審議事項

(1) 合議体の構成について

事務局：事務局案〔資料1〕の説明

委員：質問、異議なし

会長：「案のとおり指名・決定する」

⇒ 議決：第一合議体から第四合議体の委員数・委員の指名等

(2) 任期途中の委員改選時における合議体の構成について

事務局：事務局案〔資料2〕の説明

委員：質問、異議なし

会長：「案のとおり決定する」

⇒ 議決：これまでと同様、後任委員が引き続き前任委員の合議体の構成委員となり、構成委員を変更する理由がない場合、会長の決定をもって審査会の指名とする。

(3)合議体の長の選出について

- 事務局：事務局案〔資料3〕の説明
- 委員：質問、異議なし
- 会長：「案のとおり決定する」

⇒ 議決：これまでと同様、各合議体開催時に各合議体構成委員の互選により指名することをもって審査会の指名とする。

6. 報告事項

(1)行政不服審査法の改正について

- 事務局：〔資料4〕の説明
- 委員：改正後、審査請求期間が60日から3か月に延長されたが、例えば15日が起算日であるといつまでになるのか。
- 事務局：改正法では「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（第18条）」と規定。15日に知ったとすれば、16日が起算日となり、3か月後の15日まで審査請求ができる。

(2)審査請求の状況について

- 事務局：〔資料5〕の説明
- 委員：質問なし

(3)障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて

- 事務局：〔資料6〕の説明
- 会長：障害者総合支援法及び児童福祉法の改正については、障がい児者の方々が地域でできるだけ自立して生活していけるよう、かなりきめ細かな改正がなされている印象。
二次的な法改正もあり、大きな改正。我々も、今後、更にどう変わっていくのかということ注視しながら携わっていく必要がある。

7. 閉会

- 事務局：厚生労働省平成27年度障害者総合福祉推進事業により社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会が作成されたパンフレット「わかりやすい版 知ろう・使おう・楽しもう 障害者総合支援法のサービスを利用したい人へ」と「わかりやすい版 虐待されたら“やめて”と言おう 障害者虐待防止法はあなたを守ります」を本審査会で配布するよう委員からお預かりした。持ち帰りいただきご参照いただきたい。
- 事務局：障がい福祉企画課長より挨拶
- 事務局：閉会の宣言

会長 _____